

新規にDPC対象病院となる病院の基準について（案）

1. 前回分科会における主な指摘

- これまでの調査協力病院、試行的適用病院に関する基準との整合を図る必要がある。
- DPC普及の観点から地域的な配置も考慮すべき（二次医療圏等）。
- 看護配置基準は重要。他に剖検率も考えられる。
- 標準レセ電算マスターに対応したデータの提出が重要。将来的には「標準的DPC電子レセプト」による請求が最も重要。
- 倫理委員会の設置も考慮してはどうか。
- いわゆる急性期医療を担う病院としては麻酔科医、放射線科医、病理医等の配置や、救急医療を行っているということも考慮してはどうか。
- DPCの対象病院という観点から急性期病院を規定するのは不適切。
- 調査に適切に協力できれば対象としてよいのではないか。手挙げ方式で希望する医療機関が参加しやすい基準であるべき。
- 小規模の病院への影響等を検証する必要があるのではないか。
- 実際には、ある一定の基準は必要。また、データが公表されることについて理解を得る必要がある。

2. 具体的な基準案

前回分科会における主な指摘を踏まえ、次の通りとしてはどうか。

○ DPC対象病院となる希望のある病院であって、下記の基準を満たす病院

① 看護配置基準 2 : 1以上であること。

* 現在、2 : 1を満たしていない病院については平成20年度までに満たすべく計画を策定すること。

② A207診療録管理体制加算を算定している、又は、同等の診療録管理体制を有すること。

③ 標準レセ電算マスターに対応したデータの提出を含め「7月から10月までの退院患者に係る調査」に適切に参加できること。

○また、上記に加え、下記の基準を満たすことが望ましい

④ 救命救急入院料を算定している

⑤ D104 病理診断料を算定している

⑥ L009 麻酔管理料を算定している

⑦ 画像診断管理加算を算定している

(参考) 中医協基本問題小委員会(11月16日)資料より抜粋

○新たにDPC対象病院となる病院の基準について

新規にDPC対象病院となる病院の基準については、診療報酬調査専門組織DPC評価分科会において、急性期入院医療を提供する病院として具備すべき要件等に関する技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。